

「居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）

依頼届出書」作成の留意点

1 届出方法

以下の書類を利用者の住所地の市町窓口まで持参してください。
住所地特例者は被保険者証記載の市町まで持参してください。
サービス利用開始から受付し、未来日での受付は出来ません。

必要書類

- 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼届出書
- 被保険者証または資格者証（原本）
 - ▶ 届出した事業者を印字したものと差し替え
 - ▶ 更新手続き時のみ資格者証で受付、
「3届出時期に関する注意事項」も参照
 - ▶ 死亡、転出後の届出時は不要
- 顛末書
 - ▶ 届出がサービス開始日及び要介護認定日から1か月以上経過した場合必要（様式任意、1か月以上経過した理由と再発防止策を記載したもの）

2 届出期限

サービス開始日または要介護認定日から1か月以内
※いずれからも1か月以上経過した場合は、
顛末書を付けて届出してください。

3 届出時期に関する注意事項

◎一度届出をした後に、同じ事業者が再度届出する必要がある場合

- ◆ 届出後に、一度でも契約が切れた場合
- ◆ 介護度が要支援に下がった後要介護に戻った場合（逆の場合も同様）
- ◆ 施設入所後、退所して再度利用することになった場合

◎遡って届出を提出する場合

裏面に理由書が必要になります。依頼年月日と裏面の開始日が同じになるようにしてください。なお、依頼年月日が休祝日の場合は、その次に到来する開庁日に届出すれば理由書は不要となります。

サービス利用開始日	裏面の必要性
1月1日	1 / 4（最初の開庁日）に届出⇒不要
	1 / 5以降に届出⇒必要

<表面> 「サービス計画作成等の依頼年月日（変更の場合は変更日）」

居宅サービス計画作成等の依頼年月日(変更の場合は変更日)	令和 5 年 1 月 1 日
※(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合はサービス利用開始日	

<裏面> 「利用者の認定通知收受日」

サービス利用開始日が遡る場合の理由書			
サービス利用開始日	令和 5 年 1 月 1 日から	利用者の認定通知收受日	令和 5 年 2 月 1 日
認定日	令和 5 年 1 月 31 日	サービス計画届出書作成日	令和 5 年 2 月 2 日

◎顔末書が必要な場合

届出がサービス開始日及び要介護認定日から1か月以上経過した場合に、届出と一緒に提出してください。様式は任意ですが、1か月以上経過した理由及び再発防止策を記載してください。

申請日及び認定日	届出日及びサービス利用開始日
4 / 1 認定申請、6 / 5 認定	6 / 5 に 4 / 1 開始の届出⇒不要
	7 / 5 に 4 / 1 開始の届出⇒必要

◎要介護認定の区分変更・要支援者新規申請中に届出をする場合

下記の表の通りに届出してください。

サービス利用開始日	提出可否
認定申請日より前	提出可能
認定申請日より後または同日	提出不可（認定後遡って届出）

ポイント

届出の時点で、要介護度が確定している期間内の届出ならば提出可能です。
例えば3/31まで認定のある利用者の介護度の更新申請を行う際に、
3/31をサービス利用開始日として届出することは、介護度が未定となるのが
4/1以降のため可能です。区分変更中のような、介護度が確定していない間
は、届出を受付することはできません。

認定結果	提出可否
出る	提出可能（認定後遡って届出）
出ない	提出不可

◎要介護認定の申請中に利用者が死亡または転出した場合

下記の表の通りに届出してください。届出時には認定結果通知書等を持参
してください。被保険者証は不要ですが、発行もされません。

認定結果	提出可否
出る	提出可能（認定後遡って届出）
出ない	提出不可

4 書類作成の注意ポイント

◎表面

届出人の署名については、サービス利用開始時の、被保険者本人氏名を記載してもらってください。届出時点で死亡している場合でも同様です。

署名欄の下部にある同意欄に情報提供に関する同意についても、署名と同様に記載してもらってください。記載のないものについては、同意が得られなかったとみなし、情報提供は行いませんので注意してください。

◎裏面・サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由欄

「居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼届出書」を提出する前に、やむを得ずサービスの利用を開始した理由を記載します。アセスメントによる利用者の身体的な状況や、周囲の見守りの状況を記載してください。

例

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由

脳出血後左半身にマヒが残っており、歩行が困難で見守りが必要だが、家族が日中就労しており見守りが十分でないことから、早急にサービスを利用する必要があったため。

不適当な例

- ・「元々サービスを利用していたため」
- ・「本人または家族の希望があったため」
- ・「遑って転入したため」

ケアマネジャーがサービス利用を必要と判断した理由が不明

◎裏面・サービス開始日を遡る理由等

認定結果待ち等、「居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼届出書」の提出が遅れた理由を記載してください。上記の「開始理由」欄と混同しないように注意してください。

不適当な例①

アセスメントはした？業務を引き
継いだだけでは？

元々通所リハビリを利用しており、継続する必要があったため。

不適当な例②

家族の言いなり？

家族に介護疲れがあり、ショートステイを希望したため。

不適当な例③

この下の項目に記載する内容

認定結果が1月31日で、それまで結果を待っていたため

サービス開始日を遡る理由等（※該当する項目の番号に○印をつけてください。）

- 1 利用者からの認定結果の連絡が 令和5年 2月 1日であったため、提出が遅くなった。
- 2 利用者からの認定結果の連絡が 年 月 日にあったが、サービス計画作成依頼届出書作成日の調整ができなかったため、提出が遅くなった。
- 3 その他(具体的に事由を記載してください。)

認定結果を待っていた場合は1、開始日に提出
する調整が出来なかった場合は2で届出

5 (看護) 小規模多機能型居宅介護事業者の方へ

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合、利用前に以下の項目のサービスの利用があったかを、表面の居宅サービス等の利用の回答欄に必ず回答してください。

利用期間中に要介護認定区分について、要支援・要介護間の変更が発生した場合は、同一の事業所を引き続き利用する場合も再度届出書を提出する必要があります。

<small>(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無 ※(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合のみ記入</small>	
居宅サービス等の利用	<input type="checkbox"/> あり (利用したサービス:) <input type="checkbox"/> なし
<small>※小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。)並びに地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。)の有無を記入してください。(介護予防サービスの場合も同様に記入してください。)</small>	

◎対象となるサービス

居宅サービス	◆ 居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護 <u>以外</u>
介護予防サービス	◆ 介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護 <u>以外</u>
地域密着型サービス	◆ 夜間対応型訪問介護 ◆ 認知症対応型通所介護 ◆ 地域密着型通所介護 ◆ 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) ◆ 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護